

介護老人保健施設 はつかり



～通所リハビリテーションのご案内～

A) 介護予防通所リハビリテーションとは（要支援 1 要支援 2）

予防通所リハビリテーションとは利用者が介護保険における要支援認定を受けた方が、要介護状態になることを防ぎ、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能維持又は向上のためのサービスなどを日帰りで提供します。

B) 通所リハビリテーションとは（要介護 1～5）

通所リハビリテーションとは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者が通所リハビリテーションの施設に通い、介護福祉士などの専門スタッフから食事や入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士などの専門スタッフが生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

C) ご利用対象者について

介護保険における要支援認定(要支援 1・2)要介護認定(要介護1～5)を受けられた方で、リハビリテーション・看護・介護などのケアを必要としている方

1. お申し込み方法及びご利用開始までの流れ

① お申込み受付

ご本人様またはご家族様より担当ケアマネージャーさんにご依頼下さい。担当ケアマネージャーさんからお電話等でご連絡をいただき、見学・面談日の予約をお願いします。

② 見学・面談

見学予約日にご本人様、ご家族様にご来所いただき、施設内をご見学の後、支援相談員よりご利用を希望されるまでのいきさつ、ご本人様のご様子などをお聞かせください。

③ 申込書等ご提出

- 通所利用申込書・緊急時等登録カード
 - 介護保険証
 - 介護保険負担割合証
 - 介護保険限度額認定証(該当者のみ)
 - 医療保険証
 - お薬手帳
 - 診療情報提供書
- } コピーをご提出ください

* 診療情報提供書は 3 ヶ月以内のものをご提出ください。

* 診療情報提供書の書式は、できるだけ当施設の書式を使用してください。

④ 判定会議

必要書類が揃った段階で、様々な職種での検討会を行い、施設のご利用をお受けできるかどうかについて正式な判定をさせていただきます。

⑤ ご契約

ご本人様、ご家族様同席のもとご契約を結び、ご利用日の送迎バスの停車場所の確認や持ち物等のご説明をいたします。また、ご自宅の家屋調査を行い、ご本人の生活の状況を把握するため、自宅内写真を撮らせていただきます。

⑥ 待機

ご利用開始日の調整がつかまでお待ちください。

* ご利用の時期につきましては、空き状況・待機の状況により、ご希望に沿えない場合もございますが、ご了承ください。

⑦ ご利用

ご利用日の目安がございましたら、支援相談員より利用開始日調整のご連絡をさせていただきます。

2. お持物について

① 連絡帳

利用日には連絡帳へご記入をお願いします。

お薬はお薬袋、内服・外用薬それぞれへご用意ください。

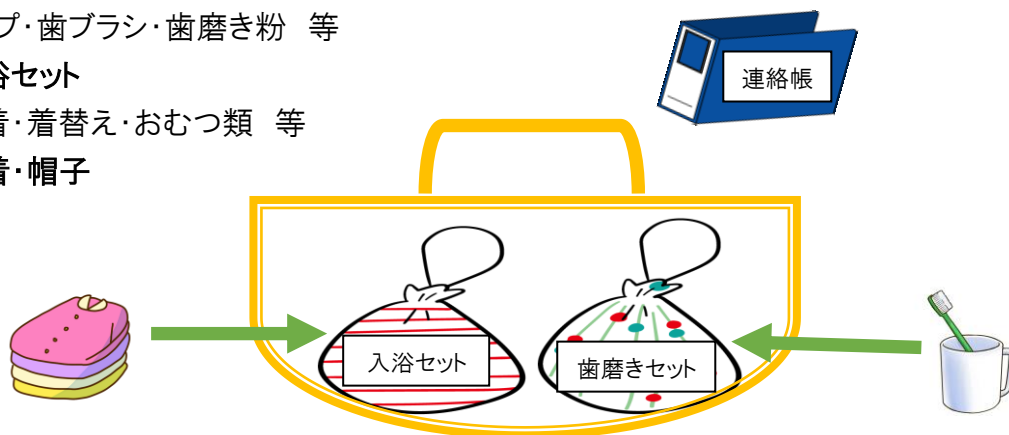
② 口腔ケアセット

コップ・歯ブラシ・歯磨き粉 等

③ 入浴セット

肌着・着替え・おむつ類 等

④ 上着・帽子



☆ 口腔ケアセット・入浴セットについてはそれぞれ布製のひも付き巾着袋へ入れてご用意ください。

☆ メガネをご使用の方はメガネケースもお持ちください。

☆ 上記以外のお持ち込はご遠慮ください。